

渡辺病院 居宅介護支援事業所〔重要事項説明書〕

令和 6 年 4 月 1 日現在

1. 事業の目的および運営の方針

◆目的

要介護者等の心身の状態・環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービスまたは、施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるように、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供をおこなうことを目的とする。

◆運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる援助をおこなう。実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 職員の職種および人員・職務内容

◆管理者 (常勤 1 名) 介護支援専門員の管理および指導と業務の統括

◆介護支援専門員 (常勤 2 名) 利用申し込みに係る対応
※内 1 名は、管理者と兼ねる
居宅サービス計画の作成および関係機関との連絡

3. 営業日および時間

毎週月曜日から土曜日（但し、国民の祝日および盆休み〔8 月 15 日〕、年末年始休業日〔12 月 30 日から 1 月 3 日〕を除く）

8 時 45 分から 17 時 15 分（月から金）・8 時 45 分から 12 時 45 分（土）

※土曜日は 2 回/月営業し、前項の営業日および営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制を敷いています。

4. ケアサービスの提供方法

- ◆利用者の相談を受ける場所：当事業所の相談室
- ◆使用する課題分析表の種類：三団体ケアプラン策定委員会研究会方式およびMDC－HC 2.0方式
- ◆サービス担当者会議の場所：当事業所の会議室または、利用者の居宅等
- ◆サービス担当者会議の開催：居宅サービス計画の新規作成の場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更認定を受けた場合に開催する。
- ◆介護支援専門員の居宅訪問：1 か月に1 回以上訪問し、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握をする。
- ◆実施状況の把握(モニタリング)：1 か月に1 回以上、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握および連絡調整を行い記録する。

5. 利用料およびその他の費用

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときの利用料負担はない。但し、通常の事業実施地域以外で当該サービスを行う場合の交通費については、利用者が負担する。

6. 通常の事業実施地域

鳥取市・八頭町・岩美町・若桜町・智頭町

7. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権を尊重し、虐待の発生及び再発を防止するため、次の取組を行います。

- ・虐待防止に関する委員会の設置及び指針の整備
- ・虐待防止及び権利擁護に関する研修の定期的な実施
- ・虐待防止に関する担当者の配置
- ・虐待が疑われる場合を含め、速やかに市町村等の関係機関へ報告し、適切に対応します

8. 業務継続計画（BCP）

当事業所は、感染症や災害等が発生した場合においても、必要な居宅介護支援を継続又は早期に再開できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、職員への周知及び研修を行います。また、非常時には市町村や関係機関と連携し、利用者の安全確保を最優先に対応します。

9. 苦情申立制度

苦情の受付窓口として、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に事務局が設けられているほか、各市町村の保険者、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者に申し立てすることができる（本人または家族、本人の同意を得た介護支援専門員が申し立てできる）。

◇ 渡辺病院 居宅介護支援事業所 苦情対応窓口 管理者 山口桂子
電話（０８５７）２４－１１５１

10. 重要事項のWEB掲載について

当事業所の重要事項説明書は、インターネット上（法人ホームページ）でも公表する。

11. その他運営に関する事項

- ・ 本事業の社会使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための機会を設け、業務体制を整備するものとする。
- ・ 職員は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないように（退職後も含めて）取り決める。
- ・ 利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はそれぞれの同意を文書により得ることとする。
- ・ 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、利用者の家族に連絡をし、講じた措置について記録をする。
損害賠償をすべき事故の場合は損害賠償を速やかに行い、再発防止の対策を講じる。
- ・ この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、本事業所が定めるものとする。

〒680-0011 鳥取市東町3丁目307番地

渡辺病院居宅介護支援事業所

管理者 山口桂子

電話（0857）24-1151

重要事項に関する説明を受け、同意いたします。

年 月 日

〔署名 _____〕